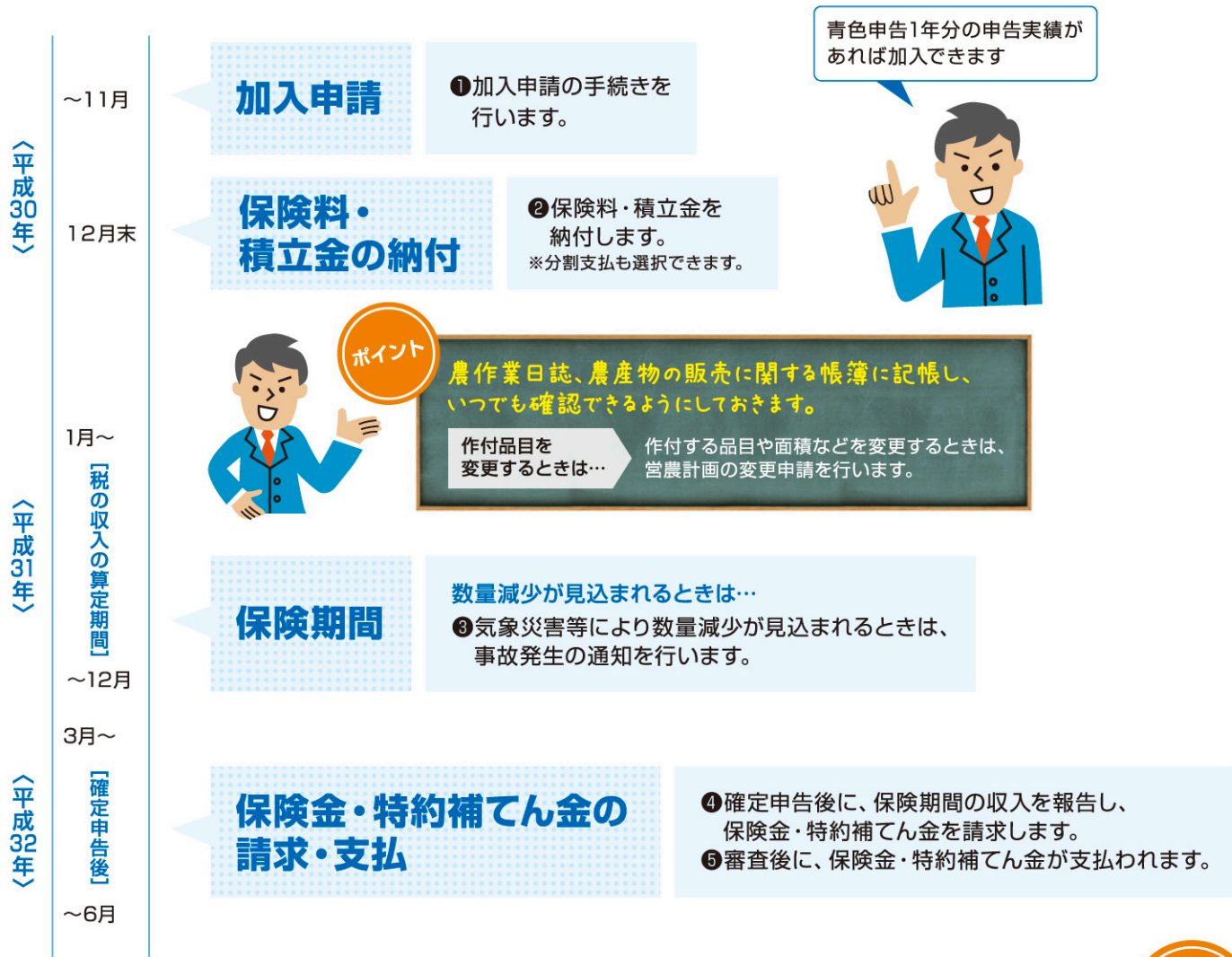


収入保険は青色申告をしている方が加入できる保険です。
3月15日までに最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出すれば、
その年から青色申告を始められます！

収入保険の加入手続き等の流れ 個人の場合のイメージ

※青色申告実績が1年以上ある農業者が、平成31年1月から加入する場合の例です。



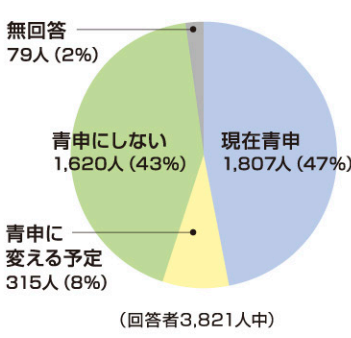
〈平成30年〉

〈平成31年〉

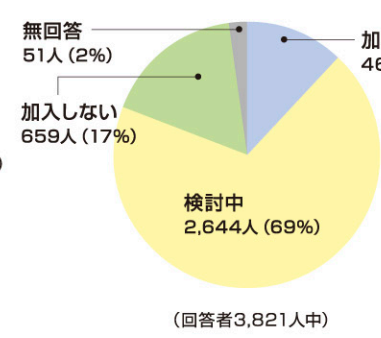
〈平成32年〉

〔確定申告後〕

青色申告の状況



収入保険加入意思



アンケート調査
 昨年9～10月にかけて特定の農家の方を対象に「収入保険制度に関するアンケート調査」を実施致しました。6,812人の方々に調査をお願いし、その内3,821人の方々にご回答をいただきました。
 ご協力いただいた皆さん、誠にありがとうございました。
 お寄せいただいたご意見を、今後の制度普及のために活かして参ります。

平成31年スタート 収入保険がはじまります！

新しく導入される収入保険では、保険料の掛金率は1%程度で、**農家ごとの平均収入の8割以上の収入が確保されます！**
(これまでの農業共済は、品目が限定され価格低下による収入減は対象外でした。)
※掛金率は、現時点の試算です。損害が発生しなかった場合は、翌年の保険料がさがります。

米、野菜、果樹、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど農産物ならどんな品目でも対象になります！
※マルキン等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚及び鶏卵は対象外です。

加入条件
 ◎収入保険に加入するために必要な青色申告は、簡易な方式でよく1年の実績があれば加入できます。
 ◎収入保険は、新規就農者でも加入することができます。

〈加入条件や補償内容など詳しいことはお問い合わせください〉
山口県農業共済組合 TEL.083-972-7500 sonae.yamaguchi@ymgc-nosai.or.jp
農林水産省

収入保険制度 Q&A

- Q** どのような収入減少が補償の対象？
A 自然災害等による収量減少に加え、価格低下など、農業者の経営努力では避けられない**収入減少**が補償の対象となります。ただし、捨て作りや意図的な安売りなどによって生じた収入減少は補償の対象外です。
- Q** 機械の故障や、病気がけがにより通常の農作業ができず、その結果出荷量が減少し収入が減少した場合は？
A 基本的にはこのような場合についても補償の対象となります。ただし、その時点で組合に事故発生通知をしていただき、ほかの機械での対応や地域の担い手への作業委託等、**営農を継続するための努力**をしていただくことが必要です。
- Q** 補償限度額や支払率は選択できるの？
A 収入保険には保険部分と積立部分がありますが、どちらも補償限度額や支払率の選択ができます。いずれも最高を選んだ場合、基準収入の81%の補償を得ることができますが、農業者が掛金の負担と補償割合を相対的に考え、選択し加入していただくシステムになっています。
- Q** 既存の制度、農業共済やナラシ対策、野菜価格安定制度と収入保険の関係は？
A 今後は既存の制度にするか、収入保険にするか、選択して加入することになります。制度ごとの掛金や補てん金を試算できるように、その内容を比較できるようにシステムを整備中です。
- Q** 保険金等はいつ支払われる？
A 収入保険は税の仕組みを活用することで、諸手続きを簡略化しています。支払いに関しても、確定申告後にその関係書類を確認した上で支払うということになるので、翌年の3～6月ごろ（法人は事業年度終了後3～6か月ごろ）になります。
- Q** 保険期間中にすることは？
A 自然災害などにより収入減少が見込まれる場合は、必ず組合に事故発生を通知（連絡）して下さい。また、適切な営農・販売の裏付けになる農作業日誌や農産物販売に関する帳簿などを記録し保存してください。
- Q** 加入申請時に必要な書類は？
A 加入申請書のほか、当年の営農計画書や過去の収入金額申告書、税務申告書類の写しなどです。

みなさんの疑問にお答えします



ちょっと待った!!

稼働前に農機具の点検整備を行いましょう!



秋季から春季の耕うん作業の始まりです。
今回は、主要三機種(トラクタ、田植機、コンバイン)の中で、もっとも使用頻度が高いトラクタの点検整備について、山口市の農機具店「まんぞく農機」の一級整備士、田中 淳^{じゅん}さんに作業前点検のポイント等を聞いてみました。
ぜひ、作業前に点検や整備等を行って、事故や故障のトラブルを未然に防ぎましょう!!



必ずエンジンを止めてから点検。

ボンネットを開け、フィルター等をこまめに掃除。

作業後は、ロータリーやタイヤ周りを洗って格納。

点検ポイント 7



燃料フィルターは汚れていませんか。水が入っていませんか。(水がたまることで、エンジンが止まったり、コンピュータなどが破損したりします。ドラム缶から燃料を注入される方は、気をつけてください。)

点検ポイント 8



ロータリーの耕うん爪に緩みはありませんか。

点検ポイント 6



ファンベルトの緩みはありませんか。(指で押して1cm未満であれば適正です。それ以上の緩みがあれば、オーバーヒートの原因やバッテリーの充電不足等にもなります。)

点検ポイント 5

各箇所、オイル漏れ等はありませんか。

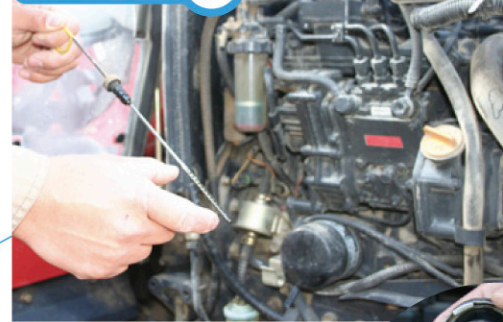


他にもエンジンオイルは、新品購入後の初回は50時間目、2回目以降は100時間、ミッションオイルは300時間に1回交換。グリスアップは、500時間に1回程度をおすすめします。
また、格納される場合は、ゴミ等を取り除いてボンネットは開放し、ロータリーは下げて屋根のある場所に格納してください。
農機具の点検は自動車のように義務化されていませんが、高価な農機具を長く大切に使うためには、2~3年に1度は、農機具店での点検整備をおすすめします。安全に作業をしていただくために、取扱説明書は必ず読んでください。

私が点検ポイントを説明します!



点検ポイント 1



エンジンオイルやラジエーターの冷却水の量は、適量ですか。

点検ポイント 2



タイヤの空気圧は適正ですか。(前輪、後輪で空気圧は異なりますので、タイヤ側面を確認してください。また、ひび割れはパンクの原因にもなります。)

点検ポイント 4



バッテリー液は、適量ですか。

点検ポイント 3



エアフィルターやラジエーターフィルターは汚れていませんか。